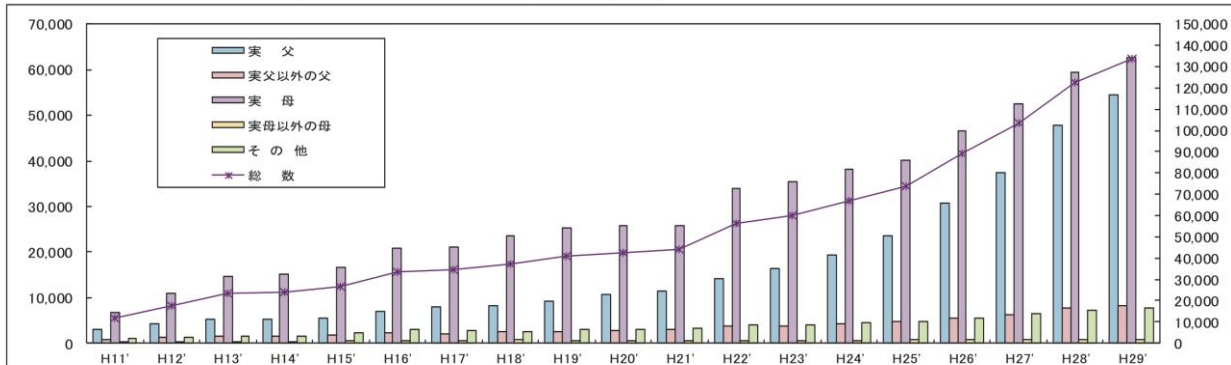


# 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移及び 主たる虐待者の内訳が示唆する保育士による虐待防止のための 保育事業者と保育士養成校の注意点

\* その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。  
\* 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



出所:内閣府 (2019)「少子化社会対策白書」

(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2019/r01pdfhonpen/pdf/s4-1-3.pdf>)

上図は、児童相談所に寄せられた 1999 年から 2017 年までの虐待に関する相談件数の推移である。1999 年の 11,631 件から、2017 年には 133,778 件へと 11 倍以上の 122,147 件も増加している。

厚生労働省によると、児童虐待とは以下の4種類となる。

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなどの「身体的虐待」、子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなどの「性的虐待」、「家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの「ネグレクト」、言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV)などの「心理的虐待」。

虐待者は、すべての年度において実母がもっとも多く、ついで実父、その他、実父以外の父と続く。虐待の種類は、2012 年時点では、身体的虐待が 35.3%と最も多く、次いで心理的虐待の 33.6%、ネグレクトの 28.9%、性的虐待の 2.2%と続く。虐待を受けた子どもの年齢構成は、同じく 2012 年時点では、小学生の 35.2%が最も高く、3歳～学齢前の 24.7%、0歳～3歳未満の 18.8%、中学生の 14.1%、高校生の 7.2%と続く。虐待による死亡件数においては、もっとも多かった 2007 年の 142 人から 2017 年には 67 人と 75 人減となったように減少傾向にあるものの、心中以外の虐待死は同年において 61 人から 49 人とわずか 12 人の減少である。

児童虐待は、その予防と同時に早期発見と早期対応が求められる。早期発見は、子どもと保護者のそれぞれの兆候を気づけるかが重要になる。子どもの場合は表情が乏しい、触られること、近づかれることを嫌がる、乱暴な言葉使い、又は極端に無口、大人への反抗的態度、顔色を伺う態度、落ち着かない態度、家に帰りがらない、家出、性的に逸脱した言動、他人へのいじめや生き物への残虐な行為などが挙げられており、保護者の場合は、感情や態度が変化しやすい、イライラしている、余裕がないように見える、表情が硬い、話しかけてもものってこない、

子どもへの近づき方や距離感が不自然、子どもの普段の様子を具体的に語らない、人前で子どもを厳しく叱る、叩くなどである。

児童福祉法第二十五条には、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」としており、保育所においても、虐待を発見した場合は児童相談所に報告する義務がある。

この虐待の相談・通告は匿名で行うことができる。その際には、発見した日時、児童・保護者の情報(氏名、年齢、住所など)、虐待のおそれがあると思った状況(誰が、どのようなことをしているのか、気づいたこと等)などを、本人やその家族など誰の許可を得る必要もない。

指導者としてできることとしては、児童虐待について理解を深める、日頃から子どもと関わり、変化に気づく力量を高める、日頃から子ども及び保護者との信頼関係を築いておく、虐待を受けた子どもがいた場合の対応方針を決め、必要な体制作りを進める、日頃から関係機関との連携を深めておくなどの準備が求められる。

しかし、昨今の都市部を中心とした保育所の急増と、保育士の若年化、それに伴う経験不足などから、虐待に関する質の担保も大きな課題となる。つまり、保育士による児童虐待の可能性も十分に注意しなくてはならない。待機児童は解消傾向にあるものの、依然として保活は必須であり、点数競争を勝ち抜き、ようやく入所できた保育所で、本来は通告する側である保育士による児童虐待があった場合、保護者には選択肢はほとんど残されていない。保育士による虐待の原因の多くは、よい保育士であろうとする人間性の欠落が原因と考えられる。また、本来的には理由にはならないが、知識や技術といった専門性の欠如の結果、適切な保育が提供できないというジレンマから虐待が生じる可能性も考えられる。

保育事業者には、人間性を重視した保育士の採用と共に、特に新卒保育士への知識と技術を高める教育体制の充実がより一層求められる。同時に、保育士養成校においても、少子化による経営危機に負けることなく、入学希望学生の資質、とりわけ人間性を吟味した上での入学許可と入学後の養成が強く求められる。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。